

小簡易専用水道及び簡易専用水道

各種届出

各2部作成し市役所水道課へ届出

事 項	結城市安全な飲料水の確保に関する条例	様 式
1 布設工事着手前の届出 簡易専用水道の布設工事をしようとするとき (着手前)	第18条	様式第9号 図面添付
2 届出事項変更の届出 (遅滞なく) 届け出た内容のうち次の事項を変更したとき ① 設置者の住所及び氏名 (法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ② 当該水道が設置される建築物等の所在地及び名称並びに代表者の氏名 ③ 水源となる水を供給する水道事業又は小規模水道の名称 ④ 受水槽及び高置水槽の数、形状、寸法、材質、有効容量及び設置場所	第19条	様式第10号
3 管理責任者の設置届出 (遅滞なく) 管理責任者を設置したとき	第21条において準用する 第13条第2項	様式第5号
4 管理責任者の住所又は氏名の変更の届出 管理責任者の住所又は氏名を変更したとき (遅滞なく)	第21条において準用する 第14条	様式第6号
5 地位の承継の届出 相続、合併、譲受等により施設の設置者の地位を承継したとき (30日以内)	第21条において準用する 第15条	様式第7号
6 廃止の届出 施設を廃止したとき (遅滞なく)	第21条において準用する 第16条	様式第8号

施設の管理等

事 項	簡易専用水道		小簡易専用水道
	水道法	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例
<p>1 管理基準の遵守</p> <p>① 水槽の清掃を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 水槽の清掃は建築物衛生法に基づく登録を受けた者が行うことが望ましい (昭和 53 年 4 月 26 日付け環水第 49 号厚生省水道環境部長通知)</p> <p>② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要な水質検査を行うこと。</p> <p>④ 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p>	<p>第 34 条の 2 第 1 項</p> <p>施行規則 第 5 5 条</p>		<p>第 20 条第 1 項</p> <p>施行規則 第 1 6 条</p>
<p>2 施設の管理検査の受検</p> <p>一年以内ごとに 1 回、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 この検査は、設置者自らがその管理の適否について専門的な知識を有する者の検査を受けることによって、簡易専用水道により供給される水の衛生確保をより実効あらしめるためのものである。 検査項目は、①水槽内部や周辺が清潔になっているか。また、外部から汚染されるおそれがないか等施設の外観検査、②臭気、味、色、濁り及び残留塩素についての水質検査、③書類の整理保存の状況についての書類検査などで、計 22 項</p>	<p>第 34 条の 2 第 2 項</p> <p>施行規則 第 5 6 条</p>		
<p>3 定期の水質検査</p> <p>一年以内ごとに 1 回、水質検査を行わなければならない。 項目 一般細菌、大腸菌、鉄、塩化物イオン、pH 値、味 有機物 (TOC) 臭気、色度、濁度 10 項目</p>		<p>第 20 条第 2 項</p> <p>施行規則 第 17 条第 1 項</p>	<p>第 20 条第 2 項</p> <p>施行規則 第 17 条第 1 項</p>
<p>4 管理責任者の設置 (有資格でなくてもよい)</p> <p>水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を置かなければならない。</p>		<p>第 21 条において準 用する第 13 条第 1 項</p>	<p>第 21 条において準 用する第 13 条第 1 項</p>
<p>5 管理責任者の健康診断 (1 年間保存)</p> <p>水系感染症の発生した場合又は発生の恐れのあるときは、管理責任者の健康診断を行わなければならない</p>		<p>第 21 条において準 用する第 13 条第 3 項</p>	<p>第 21 条において準 用する第 13 条第 3 項</p>